

## 書評

藤田正・吉井蒼生夫編著

# 『日本近現代法史（資料・年表）』

（信山社、2007年）

東郷 佳朗

末弘厳太郎は、『物権法 上巻』（有斐閣、1921年）の序文において、法律学を「『あるべき法律』を説く部分」と「『ある法律』を説く部分」に分けたうえで、「『ある法律』を知ることは又『あるべき法律』を説くこと的前提であらねばならぬ」と喝破した。法規範の合理的解釈を目的とする法解釈学が前者だとすれば、法現象の実証的研究に従事する法社会学は後者にあたるだろう。もっとも、「法現象」とは法の生成・変化・消滅の全過程を包括する概念なので、これを正確に認識するためには、「現にある法」のみならず「過去にあった法」をも知ることが不可欠となる。そのような意味で、法現象の歴史的把握を志向する法史学は、法社会学とともに法の経験科学の一環をなすべき学問領域である。

ところで、末弘は、「現にある法」を知るための手近な材料として判例集と新聞・雑誌を挙げている。現代ならこれにインターネットが加わることだろう。これに対して、「過去にあった法」に直に触れるのは——少なくとも、文献収集能力に長けていない学生らにとっては——それほど容易なことではない。この点にかんがみると、幕末から今日までの150年間にわたる日本法の展開過程を資料と年表によって概観できるように編まれた本書は、「過去にあった法」を知るための「重要にして而かも手軽な材料」として、座右に備えられるべきものといえよう。

本書は、上記の方針を踏まえ、日本近現代法史を社会現象全体との関連において捉える視点に立って編集されている。まず、〈資料編〉は、①近代法体制の準備・形成期（1853—1884年）、②近代法体制の確立期（1885—1914年）、③近代法体制の再編期（1915—1931年）、④準戦時・戦時法体制期（1932—1945年）、⑤戦後改革期（1946—1951年）、⑥現代法体制の確立期（1952—1960年）、⑦現代法体制の展開期（1961—1988年）、⑧現代法体制の転換期（1989—2006年）に時期区分したうえで、時期ごと

に法体制を特徴づける主要な法令・条約等を収載し、これに解説を付している。ついで、〈年表編〉は、「法令」「法学・判例」および「一般事項」から成り、日本近現代における法と法学の発展過程がこの間の政治・経済・社会・国際関係などの動きと対比されている。

本書の射程はペリー来航（1853年）から教育基本法改正（2006年）にまで及ぶため、その時期区分は、上述のように、戦前4期、戦後4期、計8期にわたる。戦前については、『講座 日本近代法発達史』（勁草書房、1958—1967年）の時期区分（①法体制準備期：1868—1888年、②法体制確立期：1889—1913年、③法体制再編期：1914—1931年、④法体制崩壊期：1932—1945年）がおおむね踏襲されているが、開国を契機とする幕藩体制の解体を第1期に含める点や、第2期の開始を憲法制定に先立つ内閣制度の創設にみる点などが異なる。また、本書は、戦時体制期および戦後改革期を挟んで、それ以前を近代法期（西欧近代法の包括的継受によって形成された近代法体制）、それ以後を現代法期（日本国憲法を中心とする現代法体制）とする立場をとる。これに対して、「現代法」の定義にもよるが、現代法体制の成立をむしろ戦前にみる立場もありうる（たとえば、川口由彦『日本近代法制史』新世社、1998年）。戦後を含む日本近現代法史の時期区分については、本書の刊行によって議論が改めて喚起されることを期待したい。

本書のはしがきに記されているように、日本近現代法史を学ぶことの意義は、「この150年にわたる法の発展過程と経験からさまざまな歴史的教訓や貴重な示唆を汲み取ることによって、法というものについての広い視野と法の未来への洞察力を養う」点に存する。そのためにもっとも適した素材ばかりを膨大な資料の中から選りすぐって一冊にまとめたものが本書にほかならない。

（法学部准教授）